

男鹿市週休 2 日制工事実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、男鹿市が発注する週休 2 日制工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日

対象期間において、以下に示す所定の現場閉所を行う取組をいう。

①完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1 週間とは月曜日から日曜日までの期間を基本とする。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に現場閉所できない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下「振替休日」という）を指定するものとする。

②月単位の週休 2 日

対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

③通期の週休 2 日

対象期間において、土日に限定せず、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められ、対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の状態をいう。

(2) 交替制

工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）について、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交代しながら休日を確保する取組をいう。

①完全週休 2 日交替制

対象期間において、全ての週で休日率が 28.5%（2 日／7 日）以上の状態をいう。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間の内、週 2 回の夜間で休みを取得していれば、完全週休 2 日を達成しているとみなす。

②月単位の週休 2 日交替制

対象期間において、全ての月で休日が 28.5%（8 日／28 日）以上の状態をいう。

③通期の週休 2 日交替制

対象期間内の休日率が 28.5%（8 日／28 日）以上であることをいう。

(3) 対象期間

工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。（別に定める期間を除く。）

(4) 現場閉所

現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通じて現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、

降雨、除雪等による予定外の現場閉所や巡回パトロール、保守点検など現場管理上必要な作業も含めるものとする。

(5) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所をした日数の割合をいう。

(6) 休日率

対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者が取得した休日日数の割合の平均をいう。

(7) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取組むことを指定する方式である。

(8) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日又は交代制に取組むことを協議したうえで実施する方式である。

(休日)

第3条 受注者は、休日に現場代理人等に従事する場合、当該作業に従事する日（以下「休日作業日」という。）及び振替休日を休日作業日の前日までに監督員に届け出るものとする。

2 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合においては、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。

- (1) 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
- (2) 工事現場の安全を確認するための巡視活動
- (3) 工事現場の安全を確保するための警備活動
- (4) 作業の緊急性その他、やむを得ない事由により監督職員の指示で行う作業

(対象工事及び発注方式)

第4条 発注者は、全ての工事を対象に、週休2日制工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。なお、発注者が週休2日に適さないと判断した工事（別に定める工事）は除く。

2 発注者は、週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合、週休2日制工事の指定を解除することができる。

3 発注方式は、別に定めるところによる。

(工事成績評価)

第5条 発注者は、要綱第2条に定める完全週休2日（土日）又は完全週休2日交替制を達成した工事のみ、以下の評価対象項目で工事成績を評価することとする。なお、要綱第4条に定める対象工事（発注者指定型又は受注者希望型）で、提出された工程表が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合（以下「週休2日不履行」という。）については、点数を減ずる措置を行うものとする。

【完全週休2日（土日）評価対象項目】

- ①現場閉所による週休2日制工事において、完全週休2日（土日）を達成している。
- ②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。
- ③施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。

【完全週休2日交替制評価対象項目】

- ①工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事において、完全週休2日交替制を達成している。
- ②施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行っている。
- ③施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。

達成区分	現場閉所率	加点・減点数（点）
評価項目①～③内 ①②③全て達成	28.5%以上	4
評価項目①～③内 ①②達成	28.5%以上	3
評価項目①～③内 ①達成	28.5%以上	2
週休2日不履行	—	－5

※加点は、主任監督員の評価において考査項目「4. 工事特性」細別「I. 施工条件等への対応」対応事項「V. その他（理由：完全週休2日（土日）又は完全週休2日交替制の達成（例：評価項目①、②、③））」で加点するものとする。

他の模範となるような取組みとは、インフラDXの取組、情報通信技術の活用及び社内規則の設定などにより長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現に向けた取組。

減点は、総括監督員の評価において、考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他（理由：週休2日不履行）」で減点するものとする。

（工期変更）

第6条 発注者は、工期の変更理由が受注者の責によらない場合は、別に定める基準により受注者と協議し、工期変更するものとする。

（工事費の積算）

第7条 発注者は、別に定める積算方法により、各経費に補正係数を乗じるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、週休2日制工事の実施に関して必要な事項は、別に定めるもの

とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、令和7年4月1日以降の入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、令和7年11月1日以降の入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。